

町内会・自治会長 様

盛岡市市民部市民協働推進課長 熊谷 修二  
玉山総合事務所総務課長 工藤 貢

新型コロナウイルス感染症に対する町内会・自治会行事等の対応について  
(お知らせ)

日頃、市政の推進に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、国においてマスク着用の考え方が見直され、3月13日からマスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とする考え方が示されたことから、町内会・自治会行事等の対応について、次の取扱いを参考にさせていただきますようお願い申し上げます。

記

1 協力をお願いしたい町内会・自治会行事等の取扱い

区分	これまでの取扱い	今後の取扱い
不特定の方が集まる行事	行事等の開催に当たっては、「 <u>基本的な感染防止対策</u> 」の徹底を図った上で実施していただくようお願いいたします。	行事等の開催に当たっては、引き続き ・「 <u>三つの密</u> 」の回避 ・「 <u>人と人との距離の確保</u> 」 ・「 <u>手洗い等の手指衛生</u> 」 ・「 <u>換気</u> 」の励行をお願いします。 <u>マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本としますが、「2 マスクの着用が効果的な場面」では着用が推奨されています。</u>
特定の方が集まる行事		

2 マスクの着用が効果的な場面

- (1) 医療機関受診時
- (2) 高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
- (3) 混雑した電車やバス(※)の乗車時

※ 概ね全員の着席が可能であるもの(新幹線、高速バス、貸切バス等)を除く。

3 その他

- (1) マスク着用の判断は、個人に委ねられることから、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう御配慮願います。
- (2) 施設によっては引き続きマスクの着用を求めることがありますので、その場合は着用にご協力をお願い致します。
- (3) 上記の取扱いが新たに変更された際には、今後も適宜、お知らせいたします。また、今後の感染状況等に応じ、国等から発出される情報も参考にさせていただきますようお願いいたします。

【内閣官房】  
新型コロナウイルス  
感染症対策最新情報



担当：市民部市民協働推進課 地域活動係  
電話 019-626-7500 (直通)  
玉山総合事務所総務課 地域政策係  
電話 019-683-2116 (直通)

これまで屋外では原則不要、屋内では原則着用としていましたが

**令和5年3月13日から**

**マスク着用は個人の判断が基本となります**

ただし、以下のような場合には注意しましょう

周囲の方に、感染を広げないために

**マスクを着用しましょう**



受診時や医療機関・  
高齢者施設などを訪問する時



通勤ラッシュ時など混雑した  
電車・バスに乗車する時

ご自身を感染から守るために

**マスク着用が効果的です**



高齢者



慢性肝臓病  
がん  
心血管疾患 など

基礎疾患を有する方



妊婦

重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所に行く時

本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、  
個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします

※事業者の判断でマスク着用を求められる場合や従業員がマスクを着用している場合があります